

## 【別表】千葉市グリーン購入推進物品等

1. 業務上必要とする商品等を調達する際は、原則として基準1を満たす商品等を選ぶこととする。  
※A～J及びPにおいて「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(環境省)」の【判断の基準】を満たしている商品は、グリーン購入法適合マークがついているものとみなす。
2. 業務上必要とする商品等の中で、基準1を満たす商品等がない場合は基準2を参考に環境に配慮した商品等を選ぶこととする。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針(環境省)に記載のある品目には★印がついています

品 目	基準
<b>A 紙類・印刷物</b>	
A-1 コピー用紙	★ ■基準1
A-2 フォーム用紙	★ ■基準1
A-3 インクジェットカラープリンター用塗工紙	★ ■基準1 グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
A-4 塗工されていない印刷用紙(報告書、各種証明書類等)	★ ■基準2
A-5 塗工されている印刷用紙(パンフレット、広報紙、ポスター等)	★ ■基準2 古紙を使用しているなど、環境に配慮した商品であること
A-6 トイレ用ペーパー	★
A-7 ティッシュペーパー	★
<b>B 文具</b>	
B-1 シャープペンシル	★ ■基準1
B-2 シャープペンシル替芯	★ ■基準1 グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
B-3 ボールペン	★ ■基準2
B-4 マーキングペン(マジックインク・蛍光ペン・ホワイトボード用マーカー等)	★ ■基準2 再生材を使用しているなど、環境に配慮した商品であること
B-5 鉛筆	★ (主要材料がプラスチックの場合はバイオマスプラスチック等も可)
B-6 スタンプ台	★
B-7 朱肉	★
B-8 ゴム印	★
B-9 回転ゴム印	★
B-10 定規	★
B-11 消しゴム	★
B-12 ステーパー(ホッチキス)	★
B-13 ステーパー針リムーバー	★
B-14 連発クリップ(本体)	★
B-15 修正テープ	★
B-16 修正液・ペン	★
B-17 粘着テープ(紙)	★
B-18 粘着テープ(布)	★
B-19 両面粘着紙テープ	★
B-20 製本テープ	★
B-21 フックスタンド、ブックエンド	★
B-22 はさみ	★
B-23 マグネット(玉)(バー)	★
B-24 テープカッター	★
B-25 パンチ(手動)	★
B-26 鉛筆削り(手動)	★
B-27 OAクリーナー	★
B-28 ダストブロワー	★
B-29 レターケース	★
B-30 メディアケース(BD、CD、DVD用等)	★
B-31 マウスパッド	★
B-32 OAフィルター	★
B-33 カッターナイフ	★
B-34 カuttingマット	★
B-35 デスクマット	★
B-36 OHPフィルム	★
B-37 絵筆	★
B-38 絵の具	★
B-39 墨汁	★
B-40 固形のり	★
B-41 液体のり	★
B-42 テープのり	★
B-43 ファイル	★
B-44 バインダー(決裁板等)	★
B-45 アルバム(工用等)	★
B-46 綴りひも	★
B-47 カードケース	★
B-48 封筒	★
B-49 窓付封筒	★
B-50 罫紙	★
B-51 ノート	★
B-52 パンチラベル	★
B-53 インデックス	★
B-54 ラベルシート、タックシール	★
B-55 付箋紙	★
B-56 黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー	★
B-57 テープ印字機等用カセット・テープ	★
B-58 ごみ箱(リサイクルボックス含む)	★
B-59 名札(机上用)	★
B-60 名札(衣服取付型・首下げ型)	★
B-61 チョーク	★
B-62 グラウンド用白線	★
B-63 梱包用バンド	★
B-64 サインペン、筆ペン	★ ■基準1
B-65 文書保存箱	★ ■基準1 再生材を使用しているなど、環境に配慮した商品であること
B-66 個別フォルダー	★ (セロハンテープにあたっては巻芯部分のみ該当でもよい)
B-67 セロハンテープ	★
B-68 手提げ袋(紙製)	★ ■基準1 古紙を使用した商品であること
<b>C 消火器</b>	
C-1 消火器	★ ■基準1 グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
<b>D 被服</b>	
D-1 技術服・作業服	★ ■基準1
D-2 作業用手袋	★ ■基準1 グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
D-3 靴	★ ■基準2 再生材等(植物を原料とする合成繊維を含む)を使用した商品であること

<b>E 寝具・インテリア</b>		
E-1	カーテン	★ ■基準1
E-2	布製ブラインド	★ グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
E-3	金属製ブラインド	★ ■基準2
E-4	カーペット	★ 再生材等(植物を原料とする合成繊維を含む)を使用した商品であること
E-5	毛布	★
E-6	ふとん	★
E-7	ベッド	★
E-8	マットレス	★
<b>F その他繊維製品</b>		
F-1	集会用テント	★ ■基準1
F-2	ブルーシート	★ グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
F-3	防球ネット	★ ■基準2
F-4	旗	★ 再生材等(植物を原料とする合成繊維を含む)を使用した商品であること
F-5	のぼり	★
F-6	樟断幕、懸垂幕	★
F-7	モップ	★
<b>G オフィス家具等</b>		
G-1	椅子(折りたたみ椅子含む)	★ ■基準1
G-3	机、テーブル	★ グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
G-6	収納家具、書架類	★ ■基準2
G-7	ローパーティション、(脚付)展示パネル	★ 再生材を使用しているなど、環境に配慮した商品であること
G-9	傘立て	★ (主要材料がプラスチックの場合はバイオマスプラスチック等も可)
G-8	黒板、ホワイトボード	★
<b>H OA機器類</b>		
H-1	コピー機(複合機含む)	★ ■基準1
H-2	プリンタ(プリンタ複合機含む)	★ グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
H-3	ファクシミリ	★
H-4	スキャナ	★
H-5	プロジェクタ	★
H-6	トナーカートリッジ	★
H-7	インクカートリッジ	★
H-8	電子計算機(パソコン含む)	★
H-9	磁気ディスク装置	★
H-10	ディスプレイ	★
H-11	記録用メディア	★
H-12	シュレッダー	★
H-13	デジタル印刷機	★
H-14	掛時計	★
H-15	電子式卓上計算機	★
H-16	一次電池又は小形充電式電池	★
<b>I 家電製品・照明</b>		
I-1	冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫	★ ■基準1
I-2	テレビ	★ グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
I-3	電気便座	★ ■基準2
I-4	電子レンジ	★ ・省エネ製品であること
I-5	エアコン	★ ・フロン類が使用されていないこと
I-6	ガスヒートポンプ式冷暖房機	★ ・有害物質等の含有率基準値を超えないこと
I-7	ヒートポンプ式電気給湯器	★ ・再生材が可能な限り使用されていること
I-8	ガス調理機器	★
I-9	LED照明器具(電球等含む)	★
<b>J 災害備蓄用品</b>		
J-1	災害備蓄用飲料水	★ ■基準1
J-2	アルファ化米	★ グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
J-3	保存パン	★
J-4	乾パン	★
J-5	レトルト食品	★
J-6	栄養調整食品	★
J-7	フリーズドライ商品	★
J-8	非常用携帯燃料	★
J-9	携帯発電機	★
J-10	非常用携帯電源	★
<b>K 移動電話</b>		
K-1	携帯電話	★ ■基準1
K-2	PHS	★ 「環境物品等の調達に関する基本方針(環境省)」の【判断の基準】を満たしていること
K-3	スマートフォン	★
<b>L 自動車</b>		
L-1	乗用車	★ ■基準1
L-2	乗用車以外	★ 「千葉県市公乗用車への電動車導入方針」に従い、原則電動車とし、やむを得ない場合は九都県市が指定する低公害車であること
<b>M 設備</b>		
M-1	太陽光発電システム(公共・産業用)	★ ■基準1
M-2	太陽熱利用システム(公共・産業用)	★ 「環境物品等の調達に関する基本方針(環境省)」の【判断の基準】を満たしていること
M-3	燃料電池	★
M-4	生ごみ処理機	★
M-5	節水器具	★
M-6	日射調整フィルム	★
M-7	低放射フィルム	★
M-8	テレワーク用ライセンス	★
M-9	Web会議システム	★
<b>N 公共工事</b>		
N-1	建設汚泥から再生した処理土	★ ■基準1
N-2	土工用水砕スラグ	★ 「環境物品等の調達に関する基本方針(環境省)」の【判断の基準】を満たしていること
N-3	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	★
N-4	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	★
N-5	地盤改良用製鋼スラグ	★
N-6	熔融スラグ骨材	★
N-7	フェロニッケルスラグ骨材	★
N-8	銅スラグ骨材	★
N-9	電気炉酸化スラグ骨材	★
N-10	再生加熱アスファルト混合物	★
N-11	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	★
N-12	中温化アスファルト混合物	★ ■基準1 ★ 「環境物品等の調達に関する基本方針(環境省)」の【判断の基準】を満たしていること又は「機械式フォームド方式」で製造し、製造時の加熱温度を10℃以上低減させて製造される混合物であること

N-13	鉄鋼スラグ混入路盤材	★	■基準1
N-14	再生骨材等	★	「環境物品等の調達に関する基本方針(環境省)」の【判断の基準】を満たしていること
N-15	間伐材	★	
N-16	高炉セメント	★	
N-17	フライアッシュセメント	★	
N-18	エコセメント	★	
N-19	透水性コンクリート	★	
N-20	鉄鋼スラグブロック	★	
N-21	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	★	
N-22	下塗用塗料(重防食)	★	
N-23	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	★	
N-24	高日射反射率塗料	★	
N-25	高日射反射率防水	★	
N-26	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	★	
N-27	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	★	
N-28	バークたい肥	★	
N-29	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	★	
N-30	LED道路照明	★	
N-31	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	★	
N-32	セラミックタイル	★	
N-33	断熱サッシ・ドア	★	
N-34	製材	★	
N-35	集成材	★	
N-36	合板	★	
N-37	単板積層材	★	
N-38	直交集成板	★	
N-39	フローリング	★	
N-40	パーティクルボード	★	
N-41	繊維板	★	
N-42	木質系セメント板	★	
N-43	木材・プラスチック再生複合材製品	★	
N-44	ビニル系床材	★	
N-45	断熱材	★	
N-46	照明制御システム	★	
N-47	変圧器	★	
N-48	吸収冷温水機	★	
N-49	氷蓄熱式空調機器	★	
N-50	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	★	
N-51	送風機	★	
N-52	ポンプ	★	
N-53	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	★	
N-54	自動水栓	★	
N-55	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	★	
N-56	大便器	★	
N-57	再生材料を使用した型枠	★	
N-58	合板型枠	★	
N-59	排出ガス対策型建設機械	★	
N-60	低騒音型建設機械	★	
N-61	低品質土有効利用工法	★	
N-62	建設汚泥再生処理工法	★	
N-63	コンクリート塊再生処理工法	★	
N-64	路上表層再生工法	★	
N-65	路上再生路盤工法	★	
N-66	法面緑化工法	★	
N-67	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	★	
N-68	排水性舗装	★	
N-69	透水性舗装	★	
N-70	屋上緑化	★	
<b>O 役務</b>			
O-1	食堂	★	■基準1
O-2	植栽管理	★	「環境物品等の調達に関する基本方針(環境省)」の【判断の基準】を満たしていること
O-3	清掃	★	
O-4	機密文書処理	★	
O-5	害虫防除	★	
O-6	輸配送	★	
O-7	自動販売機設置	★	
O-8	引越輸送	★	
O-9	会議運営	★	
<b>P 衛生製品等</b>			
P-1	プラスチック製ごみ袋	★	■基準1 グリーン購入法適合マークまたはエコマークがついた商品であること
<b>Q エネルギー</b>			
Q-1	電気(市有施設の光熱費)		■基準1 再生可能エネルギー由来の電気など、電気の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制が考慮されていること (機会をとらえて電気の供給を受ける契約を見直すなど)
Q-2	電気(イベント等)		■基準1 再生可能エネルギー由来や環境価値の取引(証書)等により、電気の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制が考慮されていること (イベント等運営業務の発注仕様に条件を満たす電気の調達を盛り込むなど)